

## 規 則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備 考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「第5条」の次に「の規定」を加え、同様式に備考として次のように加える。

備 考 開設者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができません。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「第7条」の次に「の規定」を加え、同様式の備考に次のように加える。

4 種畜飼養者（家畜人工授精所開設者）が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県家畜改良増殖法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。